

公 告

令和 6 年度 米政契第 5 号 米原市総合計画策定支援業務の委託契約について、次のとおり公募型プロポーザルを行うので公告する。

令和 6 年 12 月 9 日

米 原 市 長 角 田 航 也

1 公募型プロポーザルに付する事項

(1) 業務名

令和 6 年度 米政契第 5 号 米原市総合計画策定支援業務

(2) 業務内容

別紙「米原市総合計画策定支援業務 仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

2 業務に要する費用（予定価格）

27,792,600 円（消費税および地方消費税を含む。）

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 米原市入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 米原市建設工事等入札参加停止基準による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (4) 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次のアからオの要件に該当する者でないこと。

ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者

イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

ウ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者

エ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者

オ 銀行取引停止処分がなされている者

- (5) 自己または自社もしくは自社の役員等が、次のアからカのいずれにも該当する者でないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

- イ 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 上記アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- (6) 過去5年間(令和元年度から令和5年度まで)に地方自治体の総合計画策定業務の受託者として業務を完了した実績があること。

4 プロポーザル実施の日程

- | | |
|-----------------|----------------------|
| (1) 質問受付期限 | 令和6年12月24日 午後3時まで |
| (2) 質問回答期間 | 令和6年12月9日～令和6年12月27日 |
| (3) 企画提案書等の提出期限 | 令和7年 1月20日 午後3時まで |
| (4) 第1次審査 | 令和7年 1月22日 |
| (5) 第1次審査結果通知 | 令和7年 2月3日(予定) |
| (6) 第2次審査 | 令和7年 2月中旬(予定) |
| (7) 第2次審査結果通知 | 令和7年 2月中旬(予定) |
| (8) 契約締結 | 令和7年 3月上旬(予定) |

5 その他

詳細は、「米原市総合計画策定支援業務に係る公募型プロポーザル実施要領」による。

6 問合せ先

〒521-8501 滋賀県米原市米原 1016 番地
米原市役所(本庁舎) 政策推進部 政策推進課
電話 0749-53-5162